

令和 5 年 度
(2023年度)

定期監査（学校・保育所等）結果報告

高崎市監査委員



第304-3号
令和6年2月2日

高崎市長 富岡賢治様
高崎市議会議長 時田裕之様
高崎市教育委員会教育長 小林良江様

高崎市監査委員 小泉貴代子
同 折田慶太
同 丸山 覚
同 渡邊幹治

令和5年度定期監査（学校・保育所等）の結果報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（学校・保育所等）を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

監査結果報告書

第1 高崎市監査基準への準拠

令和5年度学校・保育所等監査は、高崎市監査基準（令和2年高崎市監査委員告示第3号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（学校・保育所等）

第3 監査の期間

令和5年10月13日から令和5年12月22日

（実地監査日 令和5年11月20日、22日）

第4 監査の対象

1 教育委員会教育部

（1）小学校

北小学校、片岡小学校、寺尾小学校、佐野小学校、六郷小学校、城南小学校、豊岡小学校、倉賀野小学校、中居小学校、北部小学校、西部小学校、箕郷東小学校

（2）中学校

並榎中学校、豊岡中学校、片岡中学校、高南中学校、箕郷中学校

（3）幼稚園

吉井西幼稚園

2 福祉部

（1）保育所

新高尾北部保育所、中川保育所、滝川保育所、群南南部保育所、箕郷第二保育園

第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり主な着眼点を設定した。

1 予算の執行

（1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

（2）執行手続きは適正か。

2 支出事務

（1）不経済な支出及び不適当な支出はないか。

（2）支出負担行為の時期は適正か。

（3）支払期限は守られているか。

（4）支払方法及び精算等の手続きは適時、適正か。

3 物品購入

- (1) 計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 購入手続きは適正で、価格、規格は適切か。
- (3) 分割購入等で不経済となっているものはないか。

4 備品等の管理

- (1) 郵便切手等の出納受払いは適正で、受払簿は整備されているか。
- (2) 保管の方法は適切か。遊休物品、死蔵物品等はないか。
- (3) 不用品の処理は適切か。
- (4) 寄附物品等の寄附受納手続きは適正か。
- (5) 備品の出納保管状況は財務規則に基づき適正か。

5 学校預かり金会計における事務

- (1) 物品調達時の手続きは適正か。
- (2) 支払時期や支払方法は適正か。

6 災害共済給付制度における事務

- (1) 事務手続きは、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則等に基づき適正か。
- (2) 現金の取り扱いと保管は適正か。

7 就学援助費における事務

- (1) 事務手続きは、高崎市就学援助実施要綱等に基づき適正か。
- (2) 現金の取り扱いと保管は適正か。

8 その他

- (1) 現金や通帳の保管や点検は、管理体制に基づき適正か。
- (2) 給食費の取扱いは適正か。
- (3) 学校施設の開放に関する事務は適正か。
- (4) 施設の維持管理及び修繕、工事は適正か。
- (5) 児童、生徒に対する危機管理は適切か。

第6 監査の実施内容

監査にあたっては経済性、効率性、有効性等を検証するため、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに現場確認を行った。

また、前回の定期監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

第7 監査の結果

監査対象となった事務については、是正及び改善を要する事項が見受けられた。

監査の際に見受けられた事務処理上の軽微な過誤等については、指導事項、口頭指導として文書もしくは口頭で指導したので記述を省略したが、これらのことにも十分留意し適正な事務処理に努めるよう望むものである。

結果については次のとおりであり、各指導区分の内容は次表のとおりある。

1 教育委員会教育部

- ・北小学校、片岡小学校、寺尾小学校、佐野小学校、六郷小学校、城南小学校、倉賀野小学校、中居小学校、北部小学校、西部小学校、並榎中学校、片岡中学校、箕郷中学校、吉井西幼稚園

是正、改善を要する事項が見受けられたので、指導を行った。指導区分は口頭指導。

- ・豊岡小学校、箕郷東小学校、豊岡中学校、高南中学校

是正、改善を要する事項が見受けられたので、指導を行った。指導区分は指導事項及び口頭指導。

2 福祉部

- ・新高尾北部保育所、中川保育所、滝川保育所、群南南部保育所、箕郷第二保育園

是正、改善を要する事項が見受けられたので、指導を行った。指導区分は口頭指導。

指導区分	内 容
指摘事項	次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置の状況の報告を求める必要があるもの。 関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、公表する。 ① 法令等に違反すると認められるもの ② 予算の目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの ⑤ 経済性、効率性又は有効性の観点から直ちに改善が必要と認められるもの ⑥ 事務・事業の執行に当たり、遅滞なく、改善又は見直しが必要であると認められるもの ⑦ 前回までの監査において、是正、改善、注意を求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの
指導事項	① 「指摘事項」に掲げる①から④の案件の内、軽微な誤謬等と認められるもの ② 経済性、効率性又は有効性の観点から今後改善が必要と認められるもの ③ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの
口頭指導	その他軽微なもので、事務調査の段階で修正、改善等を指導したもの